

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業

基本協定書（特定事業）（案）

令和●年●月

目次

第1条（定義）	1
第2条（趣旨等）	2
第3条（当事者の義務）	3
第4条（特定事業者の設立）	3
第5条（株式の譲渡）	4
第6条（事業契約の締結）	5
第7条（運営権の設定）	5
第8条（業務の委託・請負）	6
第9条（代表企業の義務）	6
第10条（準備行為）	6
第11条（談合その他の不正行為による事業契約の不締結等）	6
第12条（暴力団排除に係る事業契約の不締結等）	8
第13条（契約期間中のその他の義務）	9
第14条（事業契約不調の場合の処理）	9
第15条（自主事業の実施）	9
第16条（本事業終了後の代表企業の責任）	10
第17条（民間収益事業の代替事業者）	10
第18条（秘密保持等）	10
第19条（権利義務の譲渡等）	11
第20条（本協定の変更）	11
第21条（準拠法及び管轄裁判所）	11
第22条（有効期間）	11
第23条（疑義に関する協議）	11
別紙1 出資者保証書	
別紙2 誓約書	
別紙3 業務委託請負先	
別紙4 秘密保持に関する誓約書	
別紙5 個人情報取扱特記事項	

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業（以下「本事業」という。）に関し、沖縄県（以下「甲」という。）と特定事業参画者（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、本文中において特に明示されているものを除き、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理・運営業務」とは、入札説明書2（2）ウ（ア）「e維持管理業務」及び「f運営業務」をいう。
- (2) 「完全無議決権株式」とは、特定事業者の発行する株式で、議決権付株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
- (3) 「完全無議決権株式保有者」とは、完全無議決権株式を保有する企業をいう。
- (4) 「議決権付株式」とは、特定事業者の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式及び取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
- (5) 「業務委託請負契約」とは、特定事業者及び業務委託請負先との間で締結される本事業に係る各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
- (6) 「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を特定事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業、協力企業その他第三者をいう。
- (7) 「協力企業」とは、入札参加グループを構成する企業のうち、特定事業者に出資しない企業をいい、本協定締結時点では、【協力企業名】及び【協力企業名】をいう。本号における出資とは、議決権付株式及び完全無議決権株式の保有をいう。
- (8) 「構成企業」とは、入札参加グループを構成する企業のうち、特定事業者に出資する企業をいい、本協定締結時点では、【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】をいう。
- (9) 「資格要件」とは、入札説明書3（4）「イ入札参加者の一般要件」及び「ウ入札参加者の要件」をいう。
- (10) 「事業契約」とは、甲と特定事業者間で締結される「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業 事業契約書」（その後の変更を含む。）をいう。
- (11) 「事業提案書」とは、乙が令和●年●月●日付けで甲に提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。
- (12) 「自主事業」とは、特定事業者が沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の価値を高め、本事業として実施することによって、相乗効果の発現が期待される事業をいう。
- (13) 「施設管理条例」とは、本施設等の設置及び管理に関する事項について、甲が地方自

治法第 244 条の 2 第 1 項に基づいて定める条例をいう。

- (14) 「宿泊施設」とは、民間収益事業に基づき提案必須である宿泊施設をいう。
- (15) 「代表企業」とは、乙を代表して入札手続を行った企業をいい、本協定締結時点では【代表企業名】をいう。
- (16) 「提示条件」とは、本事業を実施する特定事業者の選定手続において、甲が提示した一切の条件をいい、各種契約書案を含むものをいう。
- (17) 「特定事業者」とは、本事業の実施のみを目的として乙により設立され、甲と事業契約を締結し本事業を実施する株式会社をいう。
- (18) 「特定事業参画者」とは、落札者のうち代表企業、構成企業及び協力企業をいう。
- (19) 「入札参加グループ」とは、本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業の入札に参加する複数の企業で構成されるグループで参加する企業群をいう。
- (20) 「入札説明書」とは、甲が令和 6 年 6 月 25 日付けで公表した「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業 入札説明書」(その後の変更を含む。)をいう。
- (21) 「法人等」とは、法人又は団体若しくは個人をいう。
- (22) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準(要求水準書 1(5)(遵守すべき法令等)に掲げる関係法令、条例、規則、要綱、各種基準、規格等を含むがこれらに限られない。)をいう。
- (23) 「本事業開始予定日」とは、令和●年●月●日をいう。
- (24) 「民間収益事業」とは、入札説明書 2(2)ア「(ウ)民間収益事業」をいう。
- (25) 「民間収益事業者」とは、【民間収益事業者名】をいう。
- (26) 「民間収益施設」とは民間収益事業に基づき提案必須である宿泊施設及び任意提案であるその他収益施設の総称をいう。
- (27) 「役員等」とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (28) 「要求水準書」とは、入札説明書付属資料 1「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業 要求水準書」(その後の修正を含む。)をいう。

第 2 条 (趣旨等)

- 1 本協定は、本事業に関して甲が実施した総合評価一般競争入札により、乙及び民間収益事業者が落札者として選定されたことを確認し、甲と乙の設立する特定事業者との間において、本事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 14 条第 1 項に基づき、事業契約

を締結することに向けての甲及び乙の義務を定め、その他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めるものとする。

- 2 甲及び乙は、本事業に関して甲が実施した総合評価一般競争入札により、乙及び民間収益事業者が落札者として選定されたことを確認する。
- 3 乙は、提示条件を遵守の上、甲に対し事業提案書を提出したことを確認するとともに、本事業を誠実に実施することを誓約する。
- 4 本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 5 本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本協定に適用される。

第3条（当事者の義務）

- 1 甲及び乙は、本事業に関する、甲と特定事業者との間での事業契約の締結及びPFI法第2条第7項に定める公共施設等運営権（以下「運営権」という。）の設定に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
- 2 甲及び乙は、事業契約の締結のための協議においては、相手方の要望事項を尊重しなくてはならない。

第4条（特定事業者の設立）

- 1 乙の構成企業は、本協定締結後、遅滞なく、事業契約の締結日までに、入札説明書及び事業提案書に基づき、特定事業者を沖縄県内に設立し、その定款の写し、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書を甲に提出するものとする。
- 2 特定事業者の資本金は、特定事業者の設立時において●●¹円とする。
- 3 特定事業者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに基づく株式の譲渡制限及び取締役会、監査役を設置する旨を規定するものとし、同法140条第5項ただし書に定める事項についての定めを置いてはならない。
- 4 乙の構成企業は、特定事業者の創立総会又は株主総会において取締役及び監査役が選任されたときは、特定事業者をして、その選任後速やかにこれを甲に通知させる。また、その後取締役及び監査役の改選がなされた場合も同様とする。
- 5 乙の構成企業は、特定事業者を設立した後、速やかに別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出する。また、乙の構成企業は、特定事業者を設立した後、速やかに特定事業者の完全無議決権株式の発行を受けてこれを当初取得する完全無議決権株式保有

¹事業提案書に記載されている資本金額を記載する。

者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出する。

第5条（株式の譲渡）

- 1 乙の構成企業は、保有する特定事業者の議決権付株式の譲渡、担保権設定その他の処分を行う場合、時期を問わず、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して、議決権付株式の一部を譲渡する場合を除く。なお、特定事業者の議決権付株式を新たに発行する場合、特定事業者が甲の事前の承認を受ける義務を事業契約に定めることを確認する。
- 2 乙の構成企業は、特定事業者の完全無議決権株式について、時期を問わず、完全無議決権株式保有者が譲渡、担保権設定その他の処分を行うことができることを確認する。
- 3 前2項の譲渡の際の譲受人は、譲渡の時期を問わず、次の各号に掲げる条件を全て満たすことを要し、乙の構成企業は、自ら又は完全無議決権株式保有者若しくは譲受人をしてこれを遵守し又は遵守させるものとし、完全無議決権株式保有者がかかる譲渡を行う場合については、本項と同様の譲渡先の制限に関する特定事業者の義務を事業契約に定めることを確認する。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること
 - (4) PFI法第9条に定める各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- 4 第1項第1文の承諾にあたり、甲は、当該議決権付株式の譲受人が前項の各条件を満たし、かつ当該譲渡が特定事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承諾するものとする。
- 5 乙の構成企業は、甲の承諾を得てその保有する特定事業者の議決権付株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙1の様式及び内容の出資者保証書をあらかじめ甲に提出させるものとし、特定事業者が、当該譲渡を行った者に対し、第3項に掲げる条件を満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、甲が必要とする情報を報告する義務を事業契約に定めることを確認する。
- 6 乙の構成企業は、完全無議決権株式保有者がその保有する特定事業者の完全無議決権株式を譲渡する場合、かかる譲渡を行った完全無議決権株式保有者をして、その譲受人から、別紙2の様式及び内容の誓約書を徴求の上あらかじめ甲に提出させるものとし、また、第3項に掲げる条件を満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、甲が必要とする情報を報告する義務を事業契約に定めることを確認する。

- 7 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。ただし、運営開始日（令和●年●月●日を予定する。）以降に、以下のいずれかの条件を満たす場合を除く。
- (1) 事業提案書に記載された企業に変更する場合であって、かつ甲の事前の書面による承認を得た場合
 - (2) 事業開始後に代表企業の組織再編が生じた場合であって、かつ甲の事前の書面による承認を得た場合

第6条（事業契約の締結）

- 1 甲及び乙は、提示条件及び事業提案書に基づき、甲と特定事業者との間における可及的速やかな事業契約の締結に向けてそれぞれ誠実に対応し、それぞれ最大限の努力をする。
- 2 甲及び乙は、事業契約の締結に向けた協議において、提示条件及び事業提案書に基づき、その内容を確定することが困難な事項がある場合、本事業の目的、理念に照らして、互いに誠実に協議し、その内容を明確化する。
- 3 本協定の締結後、甲から請求があった場合には、乙は甲に対し、速やかに事業提案書の詳細を明確にするために必要又は相当とし甲が合理的に要求する資料（提案金額の内訳書を含むがこれに限られない。）その他一切の書面及び情報を提出する。
- 4 乙は、本協定の締結後速やかに、特定事業者をして、甲との間で事業契約を締結し、同契約は、令和●年●月中を目途として、甲が乙に沖縄県議会の議決があった旨を通知したときに効力を生じるものとする。また、事業契約の締結後も、甲及び乙は、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、構成企業又は協力企業のいずれかの者が、資格要件の全部又は一部を喪失したときは、甲は事業契約を締結しないことができる。
- 6 第4項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、民間収益事業に関する甲並びに乙及び民間事業者間で締結される沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業基本協定書（民間収益事業）（以下「基本協定（民間収益事業）」という。）が不締結若しくは解除された場合又は甲及び民間収益事業者間で締結される民間収益事業に係る事業用地の事業用定期借地権設定契約若しくは土地売買契約のいずれか若しくは全てが不締結、解除若しくは不成立となった場合、甲は事業契約を締結しないことができる。

第7条（運営権の設定）

- 1 甲は、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場、交通ターミナル、ペDESTリアンデッキ（以下「本施設」という。）に対し、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、PFI法第19条に基づく運営権を設定するものとする。
 - (1) 事業契約の規定に従い、本施設の設計・建設業務が完了し、本施設の引渡しを受けて甲が本施設の所有権を取得していること。

- (2) 施設管理条例が制定及び施行されること。
 - (3) 運営権の設定に係る PFI 法第 19 条第 4 項に定める沖縄県議会の議決を経ていること。
 - (4) 事業契約、入札説明書及び事業提案書に基づき、維持管理・運營業務の開始に向けた開業準備業務が円滑に進捗していること。
- 2 前項に基づき設定された運営権は、別途事業契約で定める効力発生要件が充足されることを停止条件としてその効力が発生するものとする。
 - 3 第 1 項に定める停止条件が全て成就し、運営権が設定された場合、甲は、特定事業者に対し、運営権設定書を交付する。この場合、乙は、特定事業者をして、特定事業者の費用により、PFI 法第 27 条に基づく運営権の登録に必要な手続を行わせるものとし、甲はこれに協力するものとする。

第 8 条（業務の委託・請負）

- 1 乙は、特定事業者をして、本事業に係る各業務のうち別紙 3 において事業提案書に基づく業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない。
- 2 前項により特定事業者から業務の実施を受託し又は請け負った構成企業及び協力企業は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

第 9 条（代表企業の義務）

代表企業は、構成企業及び協力企業を統括し、構成企業及び協力企業をして、特定事業者に対し、本事業に関する業務のうち前条に基づき構成企業及び協力企業が受託し又は請け負った業務につき、法令等、入札説明書、要求水準書及び事業提案書に従って誠実に履行させる義務を負う。

第 10 条（準備行為）

- 1 乙は、特定事業者の設立の前後を問わず、また事業契約の締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力するものとする。
- 2 乙は、事業契約の締結後速やかに、前項の甲の協力の結果及び準備行為を、特定事業者に対し引き継ぐものとする。

第 11 条（談合その他の不正行為による事業契約の不締結等）

- 1 甲は、乙のいずれかが本事業の入札手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本協定を解除すること及び事業契約を解除し、又は事業契約を締結しないことができるものとし、このため乙のいずれかに損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないも

のとする。

- (1) 乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙のいずれかに対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本協定に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙のいずれかに独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙のいずれかに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 乙のいずれか（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙のいずれか（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙のいずれかは、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本協定を解除するか否か、及び事業契約を締結するか否か又は解除するか否かにかかわらず、落札金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約罰としての賠償金として甲が指定する期限までに連帯して支払わなければならない。乙のいずれかが本協定を履行した後も、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙のいずれかは、次の各号のいずれかに該当したときは、落札金額の 100 分の 15 に相当する金額を違約罰としての賠償金として支払わなければならない。
- (1) 第 1 項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

- (2) 第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 4 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 5 第2項から前項までの場合において、乙の構成企業及び協力企業は、当該賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に乙となった入札参加グループを解散しているときは、乙の構成企業又は協力企業であった者についても、同様とする。

第12条（暴力団排除に係る事業契約の不締結等）

- 1 甲は、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除すること及び事業契約を解除し、又は事業契約を締結しないことができるものとし、このため乙のいずれかに損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 法人等の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等が暴力団であるとき。
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙のいずれかは、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本協定を解除するか否か、及び事業契約を締結するか否か又は解除するか否かにかかわらず、落札金額の100分の10に相当する金額を違約罰としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

- 4 前2項の場合において、乙の構成企業及び協力企業は、当該賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に乙となった入札参加グループを解散しているときは、乙の構成企業及び協力企業であった者についても、同様とする。

第13条（契約期間中のその他の義務）

乙の構成企業は、特定事業者に次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 特定事業者は、甲の事前の書面による承諾なく、会社法第743条に定める組織変更を行わないこと。
- (2) 特定事業者は、甲の事前の書面による承諾なく、他の株式会社の株式を取得しないこと。
- (3) 特定事業者は、甲の事前の書面による承諾なく、他の合名会社、合資会社又は合同会社の社員とならないこと。
- (4) 特定事業者は、甲の事前の書面による承諾なく、会社法第447条に定める資本金の額の減少を行わないこと。
- (5) 特定事業者は、甲の事前の書面による承諾なく、会社法第748条に定める合併、会社法第757条に定める吸収分割、会社法第762条に定める新設分割、会社法第767条に定める株式交換又は会社法第772条に定める株式移転を行わないこと。
- (6) 特定事業者は、甲の事前の書面による承諾なく、会社法第466条に定める定款変更を行わないこと。
- (7) 特定事業者は、甲の事前の書面による承諾なく、会社法第467条に定める事業譲渡を行わないこと。
- (8) 特定事業者は、甲の事前の書面による承諾なく、解散しないこと。

第14条（事業契約不調の場合の処理）

- 1 甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる理由により、本事業開始予定日までに、甲と特定事業者との間で事業契約が締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。
- 2 第11条（談合その他の不正行為による事業契約の不締結等）第1項又は第12条（暴力団排除に係る事業契約の不締結等）第1項の規定に従い事業契約が解除され又は事業契約が締結に至らなかった場合には、甲は乙に対し、本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

第15条（自主事業の実施）

- 1 乙は、事業提案書に基づき、関係法令を遵守し、特定事業者の責任及び費用負担において、自主事業を行うものとし、甲は関係機関との調整等について協力するものとする。

2 乙は、特定事業者をして、事業提案書に基づく自主事業を確実に実施させるものとする。

第 16 条（本事業終了後の代表企業の責任）

事業契約の終了後、特定事業者が解散等を行う場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、事業契約に基づき特定事業者が甲に対して負担する義務を、事業契約の規定に従い免責的に引き受けるものとする。

第 17 条（民間収益事業の代替事業者）

乙は、民間収益事業者の責めに帰すべき事由により、民間収益事業に関する甲と乙並びに民間収益事業者での基本協定（民間収益事業）が不締結若しくは解除される事由が発生した場合又は民間収益事業に係る事業用地の事業用定期借地権設定契約若しくは土地売買契約のいずれか又は全てが不締結、解除若しくは不成立とされる事由が発生した場合、宿泊施設に関する民間収益事業を実施する民間収益事業者の代替事業者を確保し、その他民間収益施設に関する民間収益事業者の代替事業者を確保するよう努める。

第 18 条（秘密保持等）

- 1 甲と乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある業務委託請負先、若しくは本事業に関して特定事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 乙は、特定事業者が設立された後速やかに、特定事業者をして、特定事業者が前 2 項の規定に基づき秘密を保持することについて、別紙 4 の様式による誓約書を提出させる。
- 4 乙は、本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する

る法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別紙 5 に規定された事項を遵守しなければならない。

第 19 条（権利義務の譲渡等）

乙は、本協定に別段の定めのある場合、又はやむを得ない事情があり、かつ甲の事前の書面による承諾がある場合のほか、本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、又はその他の処分をしてはならない。

第 20 条（本協定の変更）

本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第 21 条（準拠法及び管轄裁判所）

本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 22 条（有効期間）

- 1 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定の締結日から本事業終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本協定の規定に従い、事業契約が解除され又は事業契約が締結に至らなかった場合には、甲又は乙の代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本協定の有効期間は終了する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第 2 項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本協定の有効期間が終了する場合については第 3 号、第 5 号から第 7 号までに限る。）に掲げる規定の効力は、本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。
 - (1) 第 11 条（談合その他の不正行為による事業契約の不締結等）第 2 項から第 5 項まで
 - (2) 第 12 条（暴力団排除に係る事業契約の不締結等）第 2 項から第 4 項まで
 - (3) 第 14 条（事業契約不調の場合の処理）
 - (4) 第 16 条（本事業終了後の代表企業の責任）
 - (5) 第 18 条（秘密保持）
 - (6) 第 21 条（準拠法及び管轄裁判所）
 - (7) 本条（有効期間）

第 23 条（疑義に関する協議）

本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙の代表企業、構成企業、協力企業がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有し、乙（代表企業を除く）は写しを保有する。

令和●年●月●日

(甲)

(乙) (代表企業)

(構成企業)

(構成企業)

(協力企業)

沖縄県知事 あて

出資者保証書

沖縄県（以下「甲」という。）並びに乙である【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（以下「当社ら」と総称する。）、【協力企業名】及び【協力企業名】と間で、令和●年●月●日付けで締結された沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業基本協定書（以下「本協定」という。）に関して、当社らは、本日付けをもって、下記の事項を甲に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 特定事業者が、●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における特定事業者の総株主の発行済株式の総数は●株であること。
(2) 当社らが保有する特定事業者の議決権付株式の総数は●株であり、そのうち●株は【代表企業名】が、●株は【構成企業名】が、●株は【構成企業名】が、それぞれ保有すること。当社らがかかると株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の合計額は●円であり、そのうち●円は【代表企業名】が、●円は【構成企業名】が、●円は【構成企業名】がそれぞれ払い込み済みであること。
(3) 当社らが保有する特定事業者の完全無議決権株式の総数は●株であり、そのうち●株は【代表企業名】が、●株は【構成企業名】が、●株は【構成企業名】が、それぞれ保有すること。当社らがかかると株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の合計額は●円であり、そのうち●円は【代表企業名】が、●円は【構成企業名】が、●円は【構成企業名】がそれぞれ払い込み済みであること。
(4) 当社ら以外の者が保有する特定事業者の完全無議決権株式の総数は●株であり、そのうち●株は【企業名】が、●株は【企業名】が、●株は【企業名】が、それぞれ保有すること。当社ら以外の者がかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の合計額は●円であり、そのうち●円は【企業名】が、●円は【企業名】が、●円は【企業名】がそれぞれ払い込み済みであること。
- 3 特定事業者が、本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する特定事業者の議決権付株式の全部又は一部を、金融機関等に対して譲渡し又は当該議決権付株式の全部又は一部に担保権を設定する場合、事前に、その旨を甲に書面で通知し承諾を得ること。この場合、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しを、契約締

結後速やかに甲に提出すること。

- 4 前項に規定する場合又は本協定第5条(株式の譲渡)第1項第1文に基づく甲の事前の書面による承諾がある場合若しくは同項ただし書きの場合、若しくは同条第7項の場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業名】(以下「代表企業」という。)は、当該議決権付株式持分の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、本事業の事業期間中は、本協定第5条(株式の譲渡)第8項ただし書きの場合を除き、代表企業を変更しないこと。
- 5 第3項に規定する場合又は本協定第5条(株式の譲渡)第1項第1文に基づく甲の事前の書面による承諾がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業でない構成企業である【構成企業名】及び【構成企業名】は、特定事業者の議決権付株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 6 当社らが保有する特定事業者の議決権付株式又は完全無議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの出資者保証書又は本協定別紙2(誓約書の様式)と同じ様式の出資者保証書又は誓約書を徴求し甲に提出すること。
- 7 当社らを代表又は代理して本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続きに基づき、各当社らを代表して本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

以上

(代表企業)
【代表企業名】

(構成企業)
【構成企業名】

(構成企業)
【構成企業名】

●年●月●日

沖縄県知事 あて

誓約書

沖縄県（以下「甲」という。）並びに乙である【代表企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】、【協力企業名】及び【協力企業名】との間で、令和●年●月●日付けで締結された沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業基本協定書（以下「本協定」という。）に関して、当社は、本日付けをもって、下記の事項を甲に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日時点における当社が保有する特定事業者の完全無議決権株式の数は●株であること。当社がかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の額は●円であり、払い込み済みであること。
- 2 当社が保有する特定事業者の完全無議決権株式を譲渡する場合、本協定第5条（株式の譲渡）第4項に掲げる条件を満たすことを要し、また、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し甲に提出すること。
- 3 当社を代表又は代理してこの誓約書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続きに基づき、当社を代表してこの誓約書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

以上

【企業名】

別紙3

業務委託請負先

業務	業務の内容	代表企業／構成企業／ その他業務委託請負先 の別	会社名
設計・建設業務	設計業務	●●	●●
	建設業務	●●	●●
	工事監理業務	●●	●●
開業準備業務	開業準備業務	●●	●●
維持管理・運營業務	維持管理業務	●●	●●
	運營業務	●●	●●

以上

年月日

沖縄県知事 へ

所在地
商号
代表者氏名印

秘密保持に関する誓約書

- 1 当社は、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業（以下「本事業」という。）に関して知り得た沖縄県（以下「甲」という。）の秘密につき、甲の書面による事前の同意を得ずして第三者（甲に対し本事業に関する守秘義務を負う者を除く。）に開示しないこと及び沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業基本協定書（特定事業）の履行又は本事業の実施の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除くただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、次に掲げる場合に限り、当該協定書に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある当社の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある業務委託請負先、若しくは本事業に関して当社に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

以上

個人情報取扱特記事項

乙は、本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、以下の事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本協定による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本協定による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、本協定による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（本協定による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（本協定により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、本協定により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、本協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を

達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、本協定による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、本協定による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、本協定による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、本協定による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、本協定による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、本協定による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、本協定の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙が本協定による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙が本協定による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本協定による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。